

令和5年度高松市卸売市場財務諸表分析及び助言等業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「令和5年度高松市卸売市場財務諸表分析及び助言等業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務委託の概要

(1) 業務名称

令和5年度高松市卸売市場財務諸表分析及び助言等業務

(2) 業務内容

別添1「令和5年度高松市卸売市場財務諸表分析及び助言等業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 提案上限額

4,554千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

3 日程

令和5年4月28日（金）	募集開始
令和5年5月22日（月）	参加表明受付締切（午後5時15分まで）
令和5年5月25日（木）	質問書受付期限（午後5時15分まで）
令和5年5月31日（水）	質問に対する回答（ホームページ）
令和5年6月27日（火）	企画提案書等の提出締切（午後5時15分まで）

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 参加表明書提出日現在、高松市における「令和5～7年物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。

なお、参加表明日現在、「令和5～7年物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿」に登録されていない者については、個人住民税につき特別徴収義務を有する場合に、その義務を履行していること。また、法人で、市内に事務所・事業所を有する場合は、市税条例による届出がなされていることをもって、これと同様とみなす。

(2) 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225

- 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)でないこと。
- (4) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱(平成24年高松市告示第403号)による指名停止を受けていない者であること。
 - (5) 参加表明書提出の時点において、国税及び地方税の滞納がないこと。
 - (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 令和5年3月31日までに、国又は地方公共団体が発注する監査業務について、元請として完了した業務実績を有すること。
 - (8) 業務を遂行できる必要数の公認会計士を有する法人
 - (9) 検査対象となる卸売業者や仲卸業者(別紙「令和5年度高松市卸売市場財務諸表分析及び助言等業務委託仕様書」参照)と契約を締結している若しくはそれに相当する関係を持つ事業者でないこと。

5 参加表明書等の提出

- (1) 本プロポーザルへの参加に当たっては、次の書類を提出してください。
 - ア 参加表明書(様式第1号)
会社名等を記載し、代表者印を押印したもの
※代表者印の押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。押印のない参加表明書を提出する場合は、責任者(事務を担当する部門の長)の部署名及び氏名並びに担当者の部署名及び氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号(固定電話。設置していない場合は携帯電話)を記載してください。
なお、押印がなく、上記の記載の全部又は一部がない場合は無効となります。
 - イ 会社概要書(様式第2号)又は会社概要書の内容が記載された会社パンフレット(写し可)
- (2) 提出部数
各1部

(3) 参加表明書等の提出方法及び提出期限

ア 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は配達記録が残る方法に限ります。）

イ 提出期限

令和5年5月22日（月）午後5時15分まで

(4) 提出場所

〒760-0012 高松市瀬戸内町30番5号

高松市創造都市推進局市場管理課

電話 087-862-3411

FAX 087-862-3417

電子メールアドレス gyoumuka@city.takamatsu.lg.jp

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第3号）により行うものとし、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれの方法でも可能とします。

なお、持参以外の方法による場合は、電話にて受付の確認を行ってください。

電話及び口頭による質問・照会は、受け付けません。

(2) 提出先

5(4)に同じ

(3) 提出期限

令和5年5月25日（木）午後5時15分まで

(4) 質問に対する回答

回答は、令和5年5月31日（水）に、質問者にFAX又は電子メールにて行います。

なお、質問と回答の内容に関しては、高松市ホームページに掲載することとし、掲載の期間は、企画提案書等の提出期限までとします。

(5) その他

提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しません。なお、当該回答文書は、本プロポーザル実施要領に対して、追加又は修正したものとみなします。

他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問は、受け付けません。

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案に係る提出書類

本プロポーザルに必要な書類は、次に定めるところにより作成し、提出してください。

ア 企画提案書（様式任意）：正本1部、副本5部

「令和5年度高松市卸売市場財務諸表分析及び助言等業務委託仕様書」の内容を踏まえ、本実施要領の「8 委託先の選定及び評価基準等」を参照の上、実施に当たっての考え方や手法等を提案すること。

A4判、長辺綴じとし、表紙に「高松市卸売市場財務諸表分析及び助言等業務企画提案書」と記載し、正本1部のみ余白に会社名等を記入すること。（副本5部については、会社

名を除くこと)

イ 業務実績書（様式第4号）：6部

記載した業務の契約書等、業務実績が客観的に把握できる書類の写しを添付してください。

ウ 見積書及び見積内訳書（様式任意）：正本1部、副本5部

見積書の宛先に「高松市長」を、件名に「令和5年度高松市卸売市場財務諸表分析及び助言等業務」と明記すること。

見積書の金額は、総額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載すること。

見積書には、消費税課税事業者の場合は「当社は課税事業者です。」、免税事業者の場合は「当社は免税事業者です。」と記入すること。

見積内訳書には、人件費、間接経費、消費税及び地方消費税等など、見積金額の積算内訳が分かるように記載すること。

エ 「令和5～7年物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿」に登載されていない者は、個人住民税の特別徴収実施確認書及び営業証明書：1部

(2) 提出場所

5(4)に同じ。

(3) 提出期限

令和5年6月27日（火）午後5時15分まで

(4) 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間中に到着したものに限り受け付ける。

8 委託先の選定及び評価基準等

提案書の審査における評価項目及び観点は以下のとおりとする。

業務内容	本業務の理解度	提案業務を遂行するため、次のことを熟知しているか。 ① 卸売市場法（昭和46年法律第35号、令和2年6月21日施行）、同法施行令及び同法施行規則 ② 「高松市中央卸売市場業務条例」等 ③ 「中小会計要領」の手引き ※①は、農林水産省ホームページを参照。 ②は、高松市ホームページを参照。 ③は、中小企業庁ホームページを参照。
	企画力	仕様を満足する業務提案がなされ、それを期限内に実施する手法が具体的に記されているか。
	業務遂行能力	想定されるスケジュールと整合しているか。 業務遂行に必要な体制が整えられているか。

業務実績	業務経験	業務に対する知識や経験は十分か。
価格要件	経費の妥当性	提案された見積金額が妥当か。

9 事業者の選定及び結果の通知

- (1) 上記8に沿って審査、採点し、提案評価第1位通過者を選定する。なお、審査は非公開とする。
- (2) 審査において、企画提案書の内容に疑問点がある場合は、電話等により質問を行う。
- (3) 選定終了後、選定結果を全ての企画提案者に通知する。
- (4) 提案評価第1位通過者に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は前記4の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、提案評価第2位に選定された事業者と交渉を行う。
- (5) 企画提案者が1事業者のみの場合でも、審査において最高総得点の6割以上を獲得した場合には、受注候補者とする。

10 業務委託契約

(1) 委託内容

詳細については、契約締結交渉の際に仕様書の調整を行い確定する。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約の締結

当該業務に係る委託料は、予算の範囲内で定めた額「¥4,554,000－（消費税及び地方消費税を含む。）」を上限とする。

(4) 契約保証金

要する。

ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) 委託料の支払条件

本業務の完了検査後、請求に基づき支払う。

11 参加資格者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 前記4の要件を満たさなくなった者

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

※提出書類に虚偽を記載し、提案公募が無効となった場合は、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 見積書の見積額（税込価格）が前記10（3）の提案上限額を超えている場合

12 公募型プロポーザルの中止等

高松市がやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるとき

は、本プロポーザルの実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、本プロポーザルへの参加者が損害を受けることがあったとしても、高松市はその責を負わない。

1.3 適正な労働条件の確保に関する項目

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次によることとする。(法定事項)

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

1.4 不当要求行為の排除対策

本市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/reikiyoukou/20230224134017388.html

1.5 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する一切の費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属しますが、高松市が本プロポーザルの結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (3) 提案書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (4) 企画提案書等の提出書類は、返却しません。

1 6 周知事項

(1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒ メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kyocho.html>

(2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しています。御留意ください。

詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.files/18588_L57_20130129simeiteisi_unnyoukjyun.pdf